

平成24年9月第3回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会会議録

目 次

招集告示	1
会 期	1
応招議員・不応招議員	2
9月28日（金）	
○議事日程	3
○出席議員・欠席議員	4
○説明のための出席者	4
○事務局職員出席者	4
○開会及び開議の宣告	5
○議長の挨拶	5
○管理者の挨拶	5
○仮議席の指定	6
○議事日程の報告	6
○日程第1、議席の指定	6
○日程第2、会議録署名議員の指名	6
○日程第3、会期の決定	6
○日程第4、諸報告	7
○日程について	7
○日程第5、平成23年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計歳入歳出決算 認定について（議案第6号）	7
○日程第6、平成24年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計補正予算（第 1号）を定める件（議案第7号）	7
○日程第7、一般質問	14
○議長の挨拶	20
○管理者の挨拶	21
○閉会の宣告	21

○ 招 集 告 示

坂戸、鶴ヶ島下水道組合告示第13号

平成24年9月第3回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会を次のとおり招集する。

平成24年8月27日

坂戸、鶴ヶ島下水道組合管理者 石 川 清

記

1 期 日 平成24年9月28日

2 場 所 坂戸、鶴ヶ島下水道組合議事堂

○会 期

平成24年9月28日 1日間

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員 (12名)

1番	出	雲	敏太郎	議員	2番	松	尾	孝	彦	議員	
3番	猪	俣	直行	議員	4番	藤	野		登	議員	
5番	杉	田	恭之	議員	6番	小	澤		弘	議員	
7番	齊	藤	芳久	議員	8番	石	井		寛	議員	
9番	長	谷川		清	議員	10番	井	上	勝	司	議員
11番	大	曾根	英	明	議員	12番	吉	岡	茂	樹	議員

不応招議員 (なし)

平成24年9月第3回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会 第1日

平成24年9月28日（金曜日）

○議事日程（第1号）

日程第 1 議席の指定について

日程第 2 会議録署名議員の指名について

日程第 3 会期の決定について

日程第 4 諸報告

(1)平成23年度決算に基づく資金不足比率について（報告第3号）

(2)現金出納検査の結果について（監査報告第3号）

(3)議事説明者について

日程第 5 議案第6号 平成23年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計歳入歳出決算認定について

日程第 6 議案第7号 平成24年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計補正予算（第1号）を定める件

日程第 7 一般質問

午前10時00分開会

出席議員（12名）

1番	出雲敏太郎	議員	2番	松尾孝彦	議員
3番	猪俣直行	議員	4番	藤野登	議員
5番	杉田恭之	議員	6番	小澤弘	議員
7番	齊藤芳久	議員	8番	石井寛	議員
9番	長谷川清	議員	10番	井上勝司	議員
11番	大曾根英明	議員	12番	吉岡茂樹	議員

欠席議員（なし）

説明のための出席者

管理者	石川清	副管理者	藤縄善朗
監査委員	黒岩正明	会計管理者	市川なお美
事務局長	新井邦男	事務局次長	吉田文夫
事務局 副参与	杉田泰明	事務局 参与兼 課長	新井正美
総務課長	宇津木優明	企画調整 課長	森田進一
建設課長	高山淳	維持管理 課長	矢作芳和
維持管理課 副課長	千葉峰男		

事務局職員出席者

書記	岡本義徳	書記	菊地征一
書記	勝田恭正		

◎開会及び開議の宣告

(午前10時02分)

- 藤野 登議長 現在の出席議員12人全員であります。よって、定足数に達しております。ただいまから平成24年9月第3回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。



◎議長の挨拶

- 藤野 登議長 皆さん、改めましておはようございます。開会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

平成24年9月第3回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会のご案内を申し上げましたところ、議員各位におかれましては大変お忙しい中、早朝よりご出席を賜り、ここに開会できますことは、本組合発展のため、まことに喜ばしい次第でございます。

今期定例会に当たり、先般の坂戸市議会における補欠選挙におきまして、新たに本組合議会議員となられました小澤弘議員におかれましては、本組合発展のためご尽力いただきますようお願い申し上げますところであります。

本日提案されております議案は、平成23年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計歳入歳出決算認定についてのほか重要議案が提出されております。

何とぞ慎重ご審議をいただき、本定例会が無事終了できますようご協力をお願い申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。



◎管理者の挨拶

- 藤野 登議長 管理者より発言を求められておりますので、これを許します。

石川管理者。

- 石川 清管理者 おはようございます。

先日、本組合議会議員でありました渡邊春雄議員がご逝去されました。まことに哀惜の情を禁じ得ません。生前のご功績に対し深く感謝申し上げますとともに、故人のご遺徳をしのび、心よりご冥福をお祈りいたします。

本日は、平成24年9月第3回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、お忙しい中ご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。また、先般の坂戸市議会における補欠選挙におきまして、新たに本組合議会議員となられました小澤弘議員におかれましては、ご指導をよろしくお願い申し上げますところであります。

本日ご提案申し上げます議案は、平成23年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計歳入歳出決算認定についてのほか1件であります。いずれも本組合運営上、重要な議案でございます。何とぞ慎重ご審議の上、適切なご結論を賜りますようお願い申し上げます、ご挨拶といたします。

よろしくお願ひ申し上げます。

◇

◎仮議席の指定

○藤野 登議長 この際、議事進行上、9月26日坂戸市議会において選出されました小澤弘議員の仮議席を指定いたします。

仮議席はただいまご着席の議席と指定いたします。

◇

◎議事日程の報告

○藤野 登議長 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりです。

◇

◎議席の指定

○藤野 登議長 ただいまから本日の議事に入ります。

日程第1、議席の指定を行います。

坂戸市議会による坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会議員の選出に伴い、新たに坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会議員となりました議員の議席を、会議規則第4条第2項の規定により、議長において6番と指定いたします。

◇

◎会議録署名議員の指名

○藤野 登議長 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、議長において、

10番 井上勝司 議員

11番 大曾根英明 議員

を指名いたします。

◇

◎会期の決定

○藤野 登議長 日程第3、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○藤野 登議長 ご異議なしと認めます。

よって、平成24年9月第3回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

◇

◎諸報告

○藤野 登議長 日程第4、諸報告をいたします。

初めに、管理者より、平成23年度決算に基づく資金不足比率について報告がありましたので、お手元に配付しておきましたから、ご了承願ひます。

次に、監査委員より、平成24年5月分から7月分に係る現金出納検査の結果の報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願ひます。

続いて、今期定例会に議事説明者として出席通知のありました者の職、氏名並びに書記の氏名を一覧表として配付しておきましたから、ご了承願ひます。

以上で諸報告を終わります。

◇

◎日程について

○藤野 登議長 お諮りいたします。

日程第5、議案第6号 平成23年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計歳入歳出決算認定について及び日程第6、議案第7号 平成24年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計補正予算（第1号）を定める件を一括議題としたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○藤野 登議長 ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

◇

◎議案第6号、議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○藤野 登議長 日程第5、議案第6号 平成23年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計歳入歳出決算認定について及び日程第6、議案第7号 平成24年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計補正予算（第1号）を定める件を一括議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。

石川管理者。

○石川 清管理者 ただいま議題となっております議案第6号及び議案第7号の2件につきまして、順次提案の理由を申し上げます。

まず、議案第6号 平成23年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計歳入歳出決算認定についてにつきましては、去る7月26日に監査委員さんにご審査をお願いし、いずれも計数的に符合し、内容も適正に執行されたものと認められましたので、その意見書並びに行政報告書を付して議会のご認定をいただきたく、地方自治法第233条第3項の規定により、本案を提案した次第であります。

次に、議案第7号 平成24年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計補正予算（第1号）を定める件であります。歳入歳出それぞれ5,752万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を42億3,252万6,000円にしようとするものであります。

内容につきましては、去る6月26日に東京電力株式会社より、下水汚泥処分に係る賠償金として5,752万6,035円が組合に入金されたため、その用途について構成市と協議を行い、今後の必要性に備え、下水道整備基金に積み立てることといたしました。また、平成25年度からの水処理センター等維持管理包括的業務委託につきまして、引き続き複数年契約が有効であるとの結論に達しましたので、再度3カ年の債務負担行為の設定をいたしたく、本案を提出した次第であります。

以上、提案の理由を申し上げましたが、何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○藤野 登議長 これより各案件につき、単独質疑、討論、採決を行います。

初めに、日程第5、議案第6号 平成23年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計歳入歳出決算認定についてに対する質疑に入ります。

12番、吉岡茂樹議員。

○12番（吉岡茂樹議員） 先ほど全協で決算の主な事業については報告があったのですが、改めて質疑をしていきたいというふうに思います。

12番、吉岡茂樹です。ただいま議題となっております議案第6号 平成23年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計歳入歳出決算認定について質疑を行います。

歳入歳出の関係ですけれども、歳入については5億6,000万、前年度比で14.1%の増、さらに歳出では4億9,000万、12.9%の増というふうなことであります。これは関連するだろうというふうに思いますけれども、この主な特徴的な事業内容についてお示しいただきたいと思います。

それから、意見書の中では、歳出の増の関係で、総務費についても増額の要素というふうになっておりますけれども、この内容について示していただきたいと思います。

それからもう一つは、行政報告書の28ページです。工事実施状況がありますが、ここで陥没箇所の復旧緊急工事、この工事が行われております。この陥没をした発生原因、これをまずお聞きしておきたいと思っております。

それともう一つは、東日本大震災に関連しまして、原発事故による放射能の影響、これはもう平成23年度の当組合の事業にも大きく影響したというふうに考えます。先ほども東電からの損害賠償の報告があり

ましたけれども、改めて平成23年度分の被害総額についてお聞きをしておきます。それで、現在までのいわゆる損害の賠償金、これは幾らになっているのか改めてお聞きしておきたいと思います。

○藤野 登議長 宇津木総務課長。

○宇津木優明総務課長 お答えいたします。

初めに、歳入増の主な内容についてでございますが、平成23年度は放射能事故により下水汚泥処分費の増加に伴い、構成市等の負担金が増加したこと並びに下水道整備基金より繰り入れを行った結果、前年度よりそれぞれ増額となりました。また、下水道使用料につきましては、前年度の平成22年度は4、5月分が料金改定前の金額であったこと、それから滞納繰り越し分の収入がふえたこと、それによりまして平成22年度と比較して約4,500万円の増額となりました。その他前年度より増加した管渠工事費に対する国からの交付金、これがいただけたこと、それから管渠工事に係る組合債の増が主な理由となっております。

続いて、歳出の特徴的な事業内容についてでございますが、主な内容としましては建設事業費の管渠工事費が増加したこと並びに放射能事故に伴い、汚泥処分に要する費用が前年度比約1億1,100万円増加したことが挙げられます。なお、公債費につきましては、未償還元金が約2億9,500万円減少したことにより、支払利息が減少いたしました。

また、決算審査意見書で総務費についても増額の要因というご指摘をいただいている件につきましては、消費税及び地方消費税の納付額が2,340万2,700円増加したことが主な要因でございます。

以上でございます。

○藤野 登議長 矢作維持管理課長。

○矢作芳和維持管理課長 続きまして、行政報告書工事施行状況の北坂戸水処理センター場内陥没復旧緊急工事の発生原因についてお答え申し上げます。

昨年5月29日に場内の排水管が破損しまして、通路の陥没が発生いたしました。この排水管は、場内の雑排水や汚泥脱水機からの返流水を処理工程に戻す配管でございます。土砂が流れ込みますとポンプなどに損傷を与えることとなりますので、緊急工事を行ったものでございます。発生原因といたしましては、北坂戸水処理センターは建設後40年が経過しております。また、汚泥脱水機の返流水は硫化水素が発生しやすいため、管の腐食が進み、老朽化により破損したものと思われまます。

続きまして、東日本大震災に関連した原発事故による平成23年度の被害総額の件でございますが、放射能被害による内容を申し上げますと、通常焼却灰で処分されたものが脱水をかけての処分となった差額分、また放射性物質の測定費用、放射線測定装置などの購入費で総額1億1,118万7,075円でございます。損害賠償につきましても、同額の金額を東京電力に請求を行うこととなっております。

以上でございます。

○藤野 登議長 12番、吉岡議員。

○12番（吉岡茂樹議員） 再質疑いたします。

決算関係はわかりました。それで、先ほど陥没事故の関係ですけれども、北坂戸終末処理場は40年が経過をするというふうなことで、硫化水素の影響で陥没したというふうなことであります。そういうふうなことが原因だというふうなことになるかと、ここは部分的な陥没でしたけれども、全体的にかなり侵されているのではないかとというふうに考えますけれども、その状況については、調査とか、そういうふうな

ものはされているのかどうか1点お伺いします。

○藤野 登議長 矢作維持管理課長。

○矢作芳和維持管理課長 他の陥没が発生する要素がないかというご質問ですが、先ほど申し上げました5月29日の陥没以降に、7月20日に同じ排水管の上流部で陥没が発生しております。原因は同様と考えますので、今年度はこの危険箇所につきまして調査設計を行い、補修工事を予定しているものでございます。以上でございます。

○藤野 登議長 ほかに質疑はありませんか。

9番、長谷川清議員。

○9番（長谷川 清議員） 長谷川清でございます。議案第6号につきまして何点か質疑をさせていただきたいと思います。

その前に、一問一答という形で議長いいのでしょうか。それとも一括でしょうか。

〔「休憩」の声〕

○藤野 登議長 暫時休憩します。

休憩 午前10時20分

再開 午前10時20分

○藤野 登議長 再開いたします。

一括で結構です。

○9番（長谷川 清議員） それでは、一括でやらせていただきたいと思います。

まず、報告書でございます「はじめに」というところの最後のほうのくだりの中で、「経費全体の見直しとさらなる節減、合理化を進め、効率的な財政運営に努めてまいりました」ということで報告書のほうでは記載されております。具体的にどの辺の部分で経費の全体の見直しが行われ、さらなる節減、合理化が図られたのかのわかるようなポイントの部分がございましたら、お示しをいただければと思います。

それから、人件費につきまして、昨年から本年23年度は2名の職員さんの減になっておるわけですが、その一方で、やはり人件費の部分で、手当がやはりかなりふえていると。この部分の関連があるのかどうかも含めて、職員さんの、最終的には人件費は、人数は減っているのですが、ふえているという状況の形がありますので、その辺の内容についてお示しをいただければと思います。

それから、そこ関係しまして3点目として、他市ないしは他組合との比較において、職員の体制が現状でどのような状況にあるのか。それと、この後この体制は、これをやはり同じように減少していく傾向にあるものなのかどうかというようなところでお聞かせいただければと思います。

それから、最後の4点目になりますが、総務費の委託料について、委託料が昨年から減ってはいるのですが、法制事務顧問等業務委託料というのが、なかったものが新たに出ていると。

それから、多分想像はしているのですが、庁舎情報システム保守管理業務委託料が、大幅に昨年度、22年度からと比較して減額になっていると。この部分が1点。

それから、それと関連した部分で、庁舎管理清掃警備等業務委託料と庁舎各種設備保守点検業務委託料が、これが想像していた部分なのですが、これが一緒になって23年度庁舎総合管理業務委託料になったのかどうかの部分についてお聞かせいただきたいと思います。

以上でございます。

○藤野 登議長 暫時休憩します。

休憩 午前10時24分

再開 午前10時25分

○藤野 登議長 再開いたします。

宇津木総務課長。

○宇津木優明総務課長 お答えいたします。

まず最初に、意見書のさらなる節減、合理化を努め、効率的な財政運営の具体的な内容につきましては、処理場の包括的委託の継続、それから使用料徴収業務委託の継続、主なものにつきましてはそのような内容でございます。

続きまして、職員数の減に対する人件費の増でございますが、人件費につきましては、職員数のほうの減はその前年度に退職者が出ておりまして、退職者の特別負担金、こちらの増がありまして、人件費としては減額が余らないという形の状況になっております。

続きまして、委託料の総務費委託料、法制事務顧問等業務委託、こちらにつきましては、従来裁判等が、継続して今下水道組合で行われているものがあるのですが、その分につきましては弁護士の報酬を従来支払いをしておりましたが、回数がふえるという関係もございまして、毎月の支払いにしまして顧問弁護士という契約を結びました。月々の支払いにかえて費用のほうを抑えたものでございます。それと、この項目の中にはこの顧問料のほかに採用試験等の試験委託の委託料等が含まれておりまして、合計では107万2,600円という表記になってございます。法制事務の顧問料だけでいきますと36万円となっております。

あと、体制の関係で、他市と比較しまして職員のほうは減少するかどうかというお話でよろしいでしょうか。

〔「減少するかどうかと、他の同程度の組合と比較して、今のこの41人体制というのは多いのか少ないのかというのも含めて」の声〕

○宇津木優明総務課長 失礼しました。

職員の数につきましては、平成21年度に下水道組合の人事計画を策定させていただいております。現在その人事計画に基づきまして、職員の必要人数といたしましては約40名という形で計画のほうは見ております。その40名に対しまして、ここで28年ぐらいいまでに退職者が十数名出てくる予定でございますので、それに合わせまして、40名に合わせる形で順次採用のほうを今している状況でございます。

以上でございます。

〔「ほかの自治体と比べて多いのか少ないのか」の声〕

○藤野 登議長 暫時休憩します。

休憩 午前10時29分

再開 午前10時30分

○藤野 登議長 再開いたします。

宇津木総務課長。

○宇津木優明総務課長 お答えします。

他の市町村との比較で多いか少ないかということにつきましては、現在調査のほうを実施はしておりませんので、今後調査のほうを実施していきたいかと思っております。

以上です。

○藤野 登議長 よろしいですか。

〔「総務費の委託料の減については」の声〕

○藤野 登議長 休憩します。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時30分

○藤野 登議長 再開いたします。

宇津木総務課長。

○宇津木優明総務課長 庁舎総合システムの保守管理業務委託、こちらにつきましては、支払いする予算の費目の関係がございまして、従来、その前の年までは、庁舎の総合管理の中の自動ドア等細かい部分の庁舎委託料を同じ費目で引いてございました。それを庁舎総合管理等の業務委託のほうの支出項目を移動しまして、庁舎総合情報システム保守、この分の支出のみをこの項目で引く形で、支払いの項目の設定の違いかと思えます。

以上です。

○藤野 登議長 よろしいですか。

9番、長谷川清議員。

○9番（長谷川 清議員） 済みません、ちょっと多く質問してしまって申しわけないです。ちょっと整理をさせていただきます。先に人件費のほうをさせていただきます。

40人が目標ということで今お聞きしたのですが、実はお聞きした理由が、残業手当なのかどうか、ちょっとそれがわからなかったのですけれども、手当が異常にふえているような気がして、その手当がもしかしたら職員さんの残業手当だとすると、人数が2人減ったことで職員さんの負担が大幅にふえているものなのかどうか、その辺も含めてちょっと、どのようなものなのかなということで確認したかったものです。

から、いずれにしても先ほど他の組合の状況は確認をされていないということなので、その辺も含めて、そちらは調査をしておいていただければと思うのですが、今回人数は減ったのに、なおかつ手当が急にふえているのが残業手当だとすると、その人数が減ったことがどうなのかなというのも含めて、その辺をちょっと知りたかったものですから、そこが1点。

それから、今の情報システム保守管理業務のところの180万円近くが減っているのですが、この180万円が、単純にこれを見ると、コンピューターシステムだとか、そういうものの多分保守管理なのではないのかなと思うのですが、それが大幅に減った理由が、22年度とは費目設定が違うということによろしいのか、その2点についてお願いいたしたいと思います。

○藤野 登議長 宇津木総務課長。

○宇津木優明総務課長 お答えいたします。

時間外勤務手当の関係でございますが、こちらにつきましては下水道組合全体で114万円の支出であります。こちらにつきましては、当初から予算で計上した範囲内の想定内の数字でございます。特にふえたという要因はございません。

続きまして、委託料の関係でございますが、こちらにつきましても先ほどご答弁させていただきました内容のとおりで、振り分けを変えた、各費目の支出項目を細かい部分を変えてございまして、委託料全体での支出は大きく変わってはいないです。

以上です。

○藤野 登議長 いいですか。

9番、長谷川清議員。

○9番（長谷川 清議員） 最後です。

特にやはり報告書にありますように、さらなる節減、合理化という部分において、当然厳しい財政状況の中でなかなか事業費を削るというのは難しいかなというのもある一方で、総務費の関係で削れるとすると、やはり効率的な人事管理というところで行き着くのかなと思いますので、引き続きそちらのほうで、余り残業がふえるのはよろしくないなと思うのですが、その辺を精査をしていただいて、さらなる合理化を図っていただきますようお願い申し上げます。質疑を終了させていただきます。ありがとうございました。

○藤野 登議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声〕

○藤野 登議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○藤野 登議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第6号を採決いたします。

本案は認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○藤野 登議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は認定されました。

次に、日程第6、議案第7号 平成24年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計補正予算（第1号）を定める件に対する質疑に入ります。

〔「なし」の声〕

○藤野 登議長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○藤野 登議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第7号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○藤野 登議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎一般質問

○藤野 登議長 日程第7、一般質問を行います。

通告者は1人であります。

なお、質問時間については、議会運営についての申し合わせ事項により、執行部の答弁を含め60分以内となっておりますので、ご注意願います。

質問を許します。

8番、石井寛議員。

○8番（石井 寛議員） 8番、石井寛でございます。通告に従いまして、一問一答方式によりまして、下水道工事について、また認可区域外地区への対応についての2項目にわたりまして一般質問を行います。

まず、本組合においては、厳しい財政状況の中、職員が一丸となって対応し、事業推進に努力されていることに対しまして敬意を表する次第であります。今回は、特定の地域に限定した内容の質問に入る予定でもありますので、幾つか少し細かいお話もさせていただきますが、同僚議員に関しましてはご理解をいただければと思っております。

まず、下水道工事につきまして、今日までの整備状況と今後の計画について伺います。

○藤野 登議長 新井事務局長。

○新井邦男事務局長 石井寛議員さんの一般質問にお答えいたします。

今日までの整備状況と今後の計画についてでございますが、これまで平成25年度を整備完了目標とした事業計画区域約1,665ヘクタールを計画的に整備推進しているところでございます。平成23年度末の整備状況といたしましては約1,443ヘクタールが整備完了し、整備率は86.7%、普及率は67.9%となっております。また、今後の計画につきましては、平成26年度以降も継続的な整備促進を図るために、今後、関係

機関と協議しながら事業計画変更の手続を行い、整備区域の拡大を行うこととし、従来どおり積極的な事業の推進を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○藤野 登議長 よろしいですか。

8番、石井寛議員。

○8番（石井 寛議員） 事業推進に当たりましては、国の補助金の入りぐあい等もまた影響するのかなと考えております。しっかりと情報をとっていただきまして、調整を図っていただきながら事業を推進していただきたいと思っております。

次に、工事区間の設定についてなのですが、この設定はどのように行われているのか、またそれについて決まり等があればお示し願います。

○藤野 登議長 新井事務局長。

○新井邦男事務局長 お答えいたします。

工事区間の設定とルールについてでございますが、基本的には整備実施年度内に工事が完成できるよう、設計で算出した工事の所要日数をもとにいたしまして工事区間の設定を行っております。そのほか整備する区域の状況や交通規制に伴う迂回路の確保など、工事施行に伴う住民の負担等もできる限り軽減されるよう考慮した上で発注しております。

以上です。

○藤野 登議長 よろしいですか。

8番、石井寛議員。

○8番（石井 寛議員） 工事の際に説明会を開催することがございますけれども、それはどのようなときに開催しているのか、またその説明会の内容、それと対象者についてお示し願います。

○藤野 登議長 新井事務局長。

○新井邦男事務局長 お答えいたします。

どのようなときに工事説明会を開催しているのか、また説明会の内容とその対象者についてでございますが、当組合では、沿線の皆様が下水道をお使いできるようになる污水管渠の布設工事、いわゆる面整備事業を展開する際に工事説明会を開催することとしております。毎年整備する年度の6月ごろに、近隣の公共施設をお借りいたしまして実施しております。また、工事説明会のほかにも、毎年工事实施設計に伴う説明会や受益者負担金の説明会も実施させていただいております。

説明会における主な内容といたしましては、工事施工方法等工事の詳細や下水道接続工事に関する下水道使用料、受益者負担金などについて説明させていただいております。また、お客様の敷地内を掘削して公共污水ますを設置しますので、この設置位置や施工方法などについても説明させていただいております。なお、対象者につきましては、面整備区域にお住まいの皆様や家屋所有者に対しまして説明会開催の案内をしております。

以上です。

○藤野 登議長 よろしいですか。

8番、石井寛議員。

○8番(石井 寛議員) それでは、地域をちょっと限らせていただいて恐縮ですが、質問を続けさせていただきます。

以前から中央幹線、これは地元議員や地元関係者は、よく西坂戸幹線というような呼び方をしているのですけれども、こちらの整備が続いておりますけれども、そちらの整備状況と今後の予定について説明をお願いいたします。

○藤野 登議長 新井事務局長。

○新井邦男事務局長 お答えいたします。

中央幹線の整備状況と今後の予定についてでございますが、整備状況といたしましては、現在県道日高川島線を西坂戸へ向かって整備推進しておりますが、今年度中に西大家駅踏切手前までを完成させる見込みとなっております。今後につきましては、平成27年度末に西坂戸污水处理場へ接続できるよう整備を進める計画となっております。

以上です。

○藤野 登議長 よろしいですか。

8番、石井寛議員。

○8番(石井 寛議員) こちらのただいま答弁のありました中央幹線の工事は、過去最長整備ではないかと思われま。この点と、県道日高川島線と県道川越越生線が交わる一本松の交差点から西坂戸の団地の処理場までの距離について伺います。

○藤野 登議長 新井事務局長。

○新井邦男事務局長 お答えいたします。

中央幹線の工事は過去最長の整備ではないかのご質問でございますが、中央幹線につきましては、石井水処理センターから最上流部を西坂戸污水处理場までとする延長14キロの污水幹線でございまして、組合計画における幹線といたしましては最長でございます。また、一本松の交差点から西坂戸までの距離といたしましては約5キロでございます。なお、現在施工中であります中央幹線工事の延長は360メートルでございますが、面整備工事のように経済性を考慮し、幾つもの路線をまとめて設計するような場合は、1,000メートルを超える規模の工事として発注することもございます。

以上です。

○藤野 登議長 よろしいですか。

8番、石井寛議員。

○8番(石井 寛議員) ただいまの答弁ですと、一本松の交差点から西坂戸の処理場までの距離は約5キロということですので、総延長は14キロですから、3分の1以上が下水道の認可区域外地域に当たると思われます。中央幹線を整備するに当たりまして、工事の関係の地区への周知は今までどのように行っていたのかお伺いいたします。

○藤野 登議長 新井事務局長。

○新井邦男事務局長 お答えいたします。

中央幹線工事を整備するに当たり、施工場所近隣地区への周知はどのように行ったのかでございますが、当組合において工事実施のお知らせを作成し、工事路線の沿線住民の皆様に対しまして、組合職員が戸別

に説明しながら配布させていただいております。また、施工場所近隣地区に対しましては、区長さんを通じ回覧による周知をお願いし、さらに当組合のホームページへ掲載して周知を行ったところでございます。

以上です。

○藤野 登議長 よろしいですか。

8番、石井寛議員。

○8番（石井 寛議員） 下水道組合で発注した過去の工事でのトラブルまたは関係地区からの苦情等がありましたらご説明をお願いします。

○藤野 登議長 新井事務局長。

○新井邦男事務局長 お答えいたします。

過去の工事でのトラブルと施工場所近隣地区からの苦情についてでございますが、過去の工事において住民の方から工事に対するご意見をいただく場合がございます。その主な内容につきましては、工事中の騒音、震動のほか交通規制に伴う迂回路に関するもの等が多くなってございます。その他さまざまご指摘などもいただきますが、当組合といたしましては、それらの貴重なご意見を真摯に受けとめ、できる限り対策を講じながら事業を推進してまいりたいと考えております。また、現在施工中の中央幹線工事場所近隣にお住まいの住民の方から、工事説明会開催についてのご意見が寄せられたところでございます。

以上です。

○藤野 登議長 よろしいですか。

8番、石井寛議員。

○8番（石井 寛議員） 先ほどの答弁でありました関係地域に回覧というのは、多分過去はやられていなくて、今回クレームが出てから回覧をされたのだと思います。中央幹線の予定のルート、一本松から西坂戸の近隣に暮らしている住民、いわゆる認可外地域、先ほどの答弁では5キロということですが、こちらの住民は恐らく、将来何年間もの間、公共下水道の恩恵をこうむるということはまずないであろうと私は考えております。これらの地域や大家地区の住民が、生活道路として使用しているのが、今回の予定ルートのほとんどを利用しています。大切な道路であります。こちらで工事が行われているわけです。まだ約3,300メートルですか、工事が残っておると思われますけれども、中央幹線の工事関係地区に対して、私は説明責任をきちんと果たすべきであると考えております。これらの地区に対する今後の考え方についてお伺いいたします。

○藤野 登議長 新井事務局長。

○新井邦男事務局長 お答えいたします。

中央幹線の施工場所近隣地区に対して説明責任を果たすべきであるが、所見と今後の考え方についてでございますが、幹線工事につきましては面整備工事と異なり、皆様がお使いいただくことのできない管渠工事であります。また、受益者負担金等の費用負担がないことや敷地内の掘削がないことから、特に説明会を実施しておりません。しかしながら、工事沿線の皆様に対しましては、家の前を掘削することで大変ご迷惑をおかけするにもかかわらず、下水道を設置することができないことから、十分な説明が必要であると考えております。今後におきましても工事沿線の皆様に対しましては、組合職員が戸別に訪問させていただき、説明を徹底することとし、施工場所近隣地区に対しましては、区長さんを通じ、回覧やホーム

ページによる周知を進めたいと考えております。

また、今後の考え方につきましてではありますが、これまで申し上げましたとおり、工事説明会につきましては、個人の費用負担や下水道への接続が発生する面整備工事の関係住民を対象に行うこととし、幹線工事の沿線の皆様に対しましては、これまでどおり戸別に説明していきたいと考えております。また、施工場所近隣地区への周知につきましては、引き続き地元区長さんを通じ回覧をお願いするとともに、ホームページを活用した周知を行ってまいりたいと考えております。

下水道事業を展開するに当たりましては、お客さまのご協力が必要不可欠でございます。お客さまには公共下水道の必要性を十分に理解していただき、供用開始後は速やかに公共下水道へ接続していただくことが重要であると考えております。面整備工事の際には、公共下水道へ切りかえる宅内工事の費用や下水道使用料、受益者負担金など、今後お客さまが負担しなければならない費用について多くの方々のご心配されておりますが、十分な説明が必要であると考えております。

今後ともお客さまのご理解を得られるよう十分な説明を徹底し、皆様にご協力いただきながら事業を推進してまいりたいと考えております。

以上です。

○藤野 登議長 よろしいですか。

8番、石井寛議員。

○8番(石井 寛議員) 再度お伺いいたします。

私の知る限りでは、関係住民や大家地区の住民は、実際に何の工事が行われているかというのを全く理解していない方がほとんどだと思います。その目的やどんな計画なのかを含めてであります。市に税金を皆さんは納めて生活をしております。直接公共下水道に関係なくても、補助金が国、また坂戸市や鶴ヶ島市から組合のほうにも行っておりますので、ある意味では両市民はその事業の内容を説明を受ける権利があるのではないかなと思っています。先ほどホームページの掲示と言っていましたけれども、果たしてホームページを何人の方が見るのか。

そして、戸別でというふうにおっしゃっていましたが、実際にその戸別に対応すると、職員さんの時間も割かれます。そういうようなことを考えるのであれば、私は、過去に例がなくとも、1回、2回なり対象地域の方々にきちんと回覧をして周知徹底、そこで説明会を開いてお話をします。そうすれば、やはり何も聞いていないとは、こういった機会を設けましたよということも言えるわけですし、かえって私は時間がとられない、戸別の対応も減ると思いますので、そういったのがもろもろ総合的になって職員さんの時間がとられなくなるので、経費削減につながるのではないかと考えておりますけれども、そこら辺のことについて管理者はどう考えますか。

○藤野 登議長 石川管理者。

○石川 清管理者 まず、説明責任はあると思います。説明会を開かなければ、必ず市民の方から苦情が出ると思います。説明会を開く方向で検討してまいります。

○藤野 登議長 よろしいですか。

8番、石井寛議員。

○8番(石井 寛議員) それでは、次の項目に移ります。

認可区域外地区への対応についてですけれども、特別使用制度の内容について説明をお願いいたします。

○藤野 登議長 新井事務局長。

○新井邦男事務局長 お答えいたします。

特別使用制度についてでございますが、坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道条例第27条及び坂戸、鶴ヶ島下水道組合開発行為等協議要綱第3条第2項の規定に基づき、処理区域外からの汚水を公共下水道に接続して処理することについて、公共下水道特別使用に関する取り扱い要綱を定めております。

接続対象要件といたしまして、1、公共下水道の管理上支障がない場合であること。

2といたしまして、公共下水道へ自然流下方式で排水可能な地域であること。

3、公共下水道の管渠の当該汚水が流入すべき部分における計画下水場の許容能力以下であること。

また、市街化調整区域においては、1、公共下水道の管渠が既に設置されている公道に接する土地であって、取り付け管のみの工事によって接続が可能な区域であること。

2といたしまして、市街化区域に接し、都市計画法における開発行為等の区域で、接続可能な区域であること。

3といたしまして、公共下水道の管渠に面した開発行為等の地区で、接続可能な土地であること。4といたしまして、公共施設で管理者が特に認めたもの等となっております。

なお、許可を受けた者の義務といたしましては、1といたしまして、特別受益者負担金を納入すること。これにつきましては、寄附金につきましては土地、面積に1平方メートル当たり1,000円を乗じた金額であります。

2といたしまして、特別使用にかかわる工事費、公共下水道へ接続までの管の費用は申請者負担とし、許可後6カ月以内に接続することとなっております。

以上です。

○藤野 登議長 よろしいですか。

8番、石井寛議員。

○8番(石井 寛議員) ただいま説明がありました制度は、全国一律なものなのかどうか伺います。

○藤野 登議長 新井事務局長。

○新井邦男事務局長 特別使用制度は全国一律なのかという件でございますが、特別使用制度は法律によるものではなく、各自治体の条例で定めている制度であり、全国一律の制度ではございません。

以上です。

○藤野 登議長 よろしいですか。

8番、石井寛議員。

○8番(石井 寛議員) ただいまのような制度は、近隣自治体、また組合等で導入されているのかどうか、その点について説明をお願いいたします。

○藤野 登議長 新井事務局長。

○新井邦男事務局長 近隣自治体が制度を適用しているかでございますが、下水道協会の統計資料によりますと、全国1,929団体中1,166団体、約60.4%が区域外流入を受けております。近隣の制度の状況についてでございますが、近隣自治体とも接続要件及び寄附金等の納付制度とも組合とほぼ同様であります。寄附

金につきましては、東松山市以外は単価は異なりますが、1平米当たりの単価により算出しております。東松山市においては、浄化槽の処理人口をもとに、市街化区域と市街化調整区域それぞれの金額を定めております。

以上です。

○藤野 登議長 よろしいですか。

8番、石井寛議員。

○8番（石井 寛議員） この質問で最後にさせていただきます。

先ほどの項目の質問で、認可外区域の住民のお話をさせていただきましたけれども、そのような地域から今後接続を少しでもふやしていくというのが組合自体の収入のアップにつながるのではないかなど、私はそのように考えています。できましたら、そこら辺のことも勘案の上、制度のルールなりを緩和または条件ですね、そういうのを将来的には緩和していただければと考えているのですけれども、そのようなことについてご所見をお伺いします。

○藤野 登議長 新井事務局長。

○新井邦男事務局長 お答えいたします。

特別使用について、今後条件等を緩和することについてでございますが、特別使用許可制度は、処理区域以外を取り込むことにより、都市施設として環境衛生の向上に資するとともに公共水域の水質保全に寄与する環境保全施設となり、周辺環境との調和を図り、公害防止等適切な措置が講じられることから、公共下水道の管理上支障がなく、水処理センターの処理能力等を勘案し、今後検討してまいりたいと考えております。

以上です。

〔「了解」の声〕

○藤野 登議長 以上をもって一般質問を終結いたします。



◎議長の挨拶

○藤野 登議長 以上をもちまして、今期定例会の議事はすべて終了いたしました。

閉会に当たり一言ご挨拶申し上げます。

議員の皆様には、早朝よりご出席いただき、付託されました議案につきまして、熱心にご審査いただき、適切なお結論をいただき、厚く御礼申し上げます。

また、審議に当たりましては、石川管理者を初め執行部におかれましては、常に誠意を持って審議に協力されましたことに対し、心から感謝申し上げる次第でございます。

さて、秋分を迎え、爽やかな秋風が吹く季節となりました。議員各位におかれましては、時節柄各種行事も多く、何かとご多用のことと存じますが、くれぐれもご自愛くださいまして、両市並びに本組合発展のため、なお一層のご尽力を賜りますようお願い申し上げます。閉会のご挨拶といたします。

◇

◎管理者の挨拶

○藤野 登議長 管理者から挨拶のための発言を求められておりますので、これを許します。

石川管理者。

○石川 清管理者 提案いたしました2議案、可決いただきましてありがとうございます。

秋分の日以来、急に涼しくなりました。こういうときほど体調を崩しますので、議員の皆様はご健康に十分ご留意され、ますますのご活躍をご期待いたしましてお礼の挨拶といたします。

ありがとうございました。

◇

◎閉会の宣告

(午前11時00分)

○藤野 登議長 これをもちまして、平成24年9月第3回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会の議事を閉じ、閉会といたします。

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成24年 月 日

議 長 藤 野 登

署 名 議 員 井 上 勝 司

署 名 議 員 大 曾 根 英 明